

平成29年第4回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成29年7月19日（水曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（3番・5番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			村長行政報告
日程第 3	議案第 1号		指定管理者を指定することについて
日程第 4	議案第 2号		特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 3号		平成29年度占冠村一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（6人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		5番	山本敬介君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（1人）

4番 長谷川 耿 聰 君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村 博	会計管理者	平岡 卓
総務課長	多田 淳史	企画商工課長	松永 英敬
地域振興対策室長	野村 直広	保健福祉課長	伊藤 俊幸
産業建設課長	小林 昌弘	林業振興室長	今野 良彦
トマム支所長	平川 満彦	企画担当係長	佐々木 智猛
商工観光担当主幹	後藤 義和		

（教育委員会）

教育長	藤本 武	教育次長	岡崎 至可
-----	------	------	-------

○出席事務局職員

事務局長	小尾 雅彦	主 事	久保 璃華
------	-------	-----	-------

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回占冠村議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番、大谷元江君、5番、山本敬介君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

1、今期臨時会に付議された案件は議案第1号から第3号までの3件です。2、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。3、平成29年第3回定例会以降の議員の動向は、6月16日の広報特別委員会から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは平成28年度5月分の例月出納検査の結果です。

審議資料の6ページから7ページは平成29年度5月分の例月出納検査の結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） 皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、行政報告を申し上げます。審議資料の2ページをお開きください。平成29年6月15日以降の行政報告でございます。まず、報告事項について申し上げますので、別紙をご参照ください。

1つ目はトナムリゾートについてでございます。7月6日にクラブメッド北海道トナムのジーン・チャールズ・フォルトゥール氏、

メリーン・チェリア氏、吉田紘佑氏、上田浩子氏が来庁され意見交換をしました。

ジーン・チャールズ・フォルトゥール氏は、「クラブメッド北海道トマム」の運営を担う新会社「株式会社CMJ Management」の代表取締役です。メリーン・チェリア氏は、クラブメッド北海道トマムの総支配人としてモーリヤスから赴任し、現在はクラブメッド北海道サホロ内の開業準備室に勤務しています。吉田紘佑氏は、トマムプロジェクトリーダーで、クラブメッドと村など関係機関との調整、プロジェクトのまとめ役を担っています。上田浩子氏はクラブメッド北海道トマムの人事マネージャーで、開業準備室において開業に向け 300 人を募集する業務を担当しています。

フォルトゥール代表取締役からクラブメッド北海道トマムの理念や経営についての説明を受けました。トマムは 12 月 8 日開設、翌年 1 月 17 日にグランドオープンで準備を進めている。冬シーズンの集客は、1 万 2 千人から 1 万 5 千人を計画し、うち 70 パーセントは外国人であるが、夏のシーズンは日本人を増やしていきたい。トマムは、日本で 15 年仕事をしているフランス人デザイナーが一から手掛け、日本らしさが出たリゾートで、近代的でモダンな日本を感じられる国際的なリゾートになる。マネージャーも素晴らしい人材をトマムに充てており、占冠村、北海道と緊密に連携をしていきたい。

本職からは、1 つ目、クラブメッドが営業を始めるとトマムリゾートの存在感が大きくなる。村の観光振興は勿論のこと広域観光、北海道の観光振興に寄与して欲しい。2 つ目、リゾート従業員が暮らす市街地があり、現在その地域ではまちづくりを進めていることから、地域の行事などに参加して欲しい。3 点目、

トマムとサホロは競合するのではないか。4 点目、村の役割として上下水道・ごみ処理・救急医療などのインフラ整備を担うことになる。5 点目、客層はリタイアした人が多いかなどの質問をしました。

フォルトゥール代表取締役より、1 つ目として、トマムだけを行き先として売るのではなく、富良野広域、北海道、日本を売っていききたい。トマムでは地元のウイスキー、日本酒、食材を使うほか、クラブメッドとして世界初となる焼き肉レストランを設ける。

2 つ目、20 年前はリゾート内の滞在だったが、今は体験型の休暇を求めている。トマム、北海道で何ができるかを求めていきたい。

3 点目、トマムができるとサホロとは公正な競争となるが、立ち位置を変えて運営していく。価格帯は、サホロよりトマムを高く想定している。

4 点目、水資源は理解しており、施設は節水型設備を入れている。1200 ベッド全て埋まるのが望ましいが、どのように進めて行けるのか相談したい。新たな水源確保で協力できることがあれば協力したい。

5 点目、客層は、冬は 35 歳から 40 歳代の家族連れ、夏はシニア層が多いので、医療面では子どもの対応が多くなると考える。

このほかトマムに進出したのは、自然と融合した客室をつくれるトマムに注目したフォーシンググループの郭会長の意向で、上海豫園との関係もある。また、グリーングローブ(持続可能なリゾート)の認証を取得したいとの考えが示されました。

(2) 追加の項目です。「北海道みんなの日」制定について。道民が、北海道の歴史、自然及び風土並びに文化、産業等についての理解や関心を深め、その価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことに

より、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において北海道の価値が、広く認識される契機とするため「北海道みんなの日」が設けられました。

明治2年7月17日は、幕末の探検家松浦武四郎が蝦夷地の名称を「北加伊道」とするよう政府に提案した日です。その日から来年で150年となるため、7月17日が「北海道みんなの日」として制定されたものです。

7月17日に開催された記念式典では、高橋はるみ知事が「この記念日は縄文やアイヌといった歴史や文化を見つめ直し、北海道の魅力を理解してもらうことを目的に制定された。北海道の価値を再認識し、これからさまざまな取組を進め、豊かな北海道を築いていきたい。」と挨拶し、大谷亨北海道議会議長が「北海道みんなの日」制定を宣言しました。

道では、「北海道みんなの日」(愛称「道みんなの日」)制定を記念して道立施設の料金を無料又は一部無料で開放しているとの報告がありました。本村においても、道みんなの日制定の趣旨に鑑み、来年度より何らかの対応が必要と考えます。

主な用務は記載のとおりです。入札につきましては3ページに記載のとおり、7月4日執行の占冠中学校給水ポンプ改修工事のほか7件執行しております。以上で行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第1号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長(松永英敬君) 議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成29年7月19日提出、占冠村長中村博。

提案理由を申し上げます。本件はトマム給油所の指定管理者を指定したいので地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人トマムスタンド。指定の期間は、平成29年8月1日から平成30年3月31日まででございます。以上、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介。

○5番(山本敬介君) 何点かお伺いしたいと思います。今回指定管理の団体となる一般社団法人トマムスタンドですけれども、団体の構成員等分かる範囲でお知らせください。あと、指定の期間なんですけれども、今回8月から来年の3月31日までということで非常に短い期間ですけれども、この後1年の指定管理となるのか、それとも3年程度の管理となるのかそういった方向をお伺いしたいと思います。また、今回この議案が通りました後、開所日は何月何日を予定しているか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長(松永英敬君) お答えいたします。まず1点目の構成員でございますけれども、社員につきましては10名で全てトマムの地区に居住されている住民によって設立

された法人ということになります。設立年月日につきましては29年の6月8日、法人の設立登記も済んでおりますので実際に法人が設立されているという形になります。理事長につきましてはトナム在住の伊藤修氏が就任しているという形になります。

2点目ですけれども、期間につきましては今年年度末、3月31日までということで指定の期間にさせていただきます。この先につきましては、事務方としては複数年を計画したいとは考えておりますけれども、こちらにつきましては平成30年の3月議会で改めて議決をいただければならない案件だと思っておりますので、その際に事前のご説明も含めて運用状況、そういったものを議会のほうにご報告をしながら協議をさせていただければというふうに考えているところでございます。

3点目の開所日なんですけれども、概ね2か月程度準備に、工事あるいはメーカーや関係者との協議にかかると思っておりますので、現在のところ10月上旬に開設できればということで進めているところでございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議会の議決を求めようとするものでございます。

改正内容は、先の定例会において議決いただきました占冠村地下水保全条例、及び占冠村水道水源保護条例の制定に伴い、水資源保全審議会委員の報酬を定め、別表に加えるものでございます。附則としまして、この条例は公布日から施行することとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点お伺いしたいと思います。この水資源保全審議会委員の学識経験者、もしくは水環境または森林保全に関する知見を有する者が1万1千円ということ

でその他が7200円ということなんですけれども、委員になられている方というのはほとんど学識経験がお有りで、水環境又は森林保全に関する知見を有する者ということになるんじゃないかなと素朴な疑問で思うんですけれども、それにあたらないというのは委員の中でどのような方を想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。学識経験者以外の方については、今回提案をさせていただいたその他の委員にあたる部分でございまして、例えば村内の地域から選ばれた方を最低1人以上は選任させていただこうと考えておりまして、そういう方については地域代表というか、占冠村の状況を承知されているそういった方を委員に加えたいという意向を持っておりまして、そういう方が学識経験者以外の方にあたるものというふうに現在考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書5ページをお願いいたします。議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第3号は平成28年度災害の設計変更、及びこれに関する単独復旧工事等に関する必要な経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ770万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億4660万円とするものでございます。以下、事項別明細にて歳入からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金で770万円の増額でございます。

続いて歳出になります。8款、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費は村道草刈委託料25万円、公用車リース料18万円の減額でございます。

11款、2項、公共土木施設災害復旧費において、1目、道路橋梁災害復旧費は工事請負費で上トマム地区災害復旧工事に係る追加工事①、仮設道路撤去工事、村道トマム団体線災害復旧工事（平成28年災第6次査定826号）、村道トマム東1号線災害復旧工事（平成28年

災第6次査定828号)の合わせて813万円の増額でございます。

戻りまして6ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 道路橋梁災害復旧費の増額ということなんですけれども、増額の要因ですね、大きいところで300万、368万、130万とありますのでその内容についてご説明いただきたいと思います。所管事務調査の時に指摘させていただいたコンクリートの古い構造物、あれが含まれているのかどうか、そういったところもご説明をお願いします。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 山本議員のご質問にお答えいたします。順番に上から説明させていただきます。上トマム地区災害復旧工事にかかる追加工事の内容です。こちらにつきましては、所管事務調査でも皆さんご覧になっていただきましたコンクリート構造物の取り壊し1箇所と、それと災害査定時において査定に盛り込まれなかった部分がありまして、その部分の道路路体の復旧工事にかかわる経費、それと取り付け道路の復旧で2箇所となっております。

その次の仮設道路の撤去工事ですけれども、こちらにつきましては昨年の災害時に設けました迂回路、こちらの撤去工事に関わる経費でございます。

続きまして村道トマム団体線災害復旧工事、こちらにつきましては設計の中においてU形トラフの再利用の数量の変更、それと伐採抜

根物の数量の変更がございまして、こちらが設計変更による対応ということで今回増額とさせていただきます。

次の村道トマム東1号線災害復旧工事、こちらにつきましても当初設計において伐採抜根物の数量を見込んでおりましたけれども、数量の変更がございまして設計変更の対応ということで今回増額計上させていただきます。

○議長(相川繁治君) 5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 304万1千円の中のコンクリートの構造物の撤去部分というのは大体いくらかかるものなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 質問にお答えいたします。こちらにつきましてはコンクリート構造物の取り壊しと、その中におきましてコンクリートのがらの運搬、それと処分費を含めまして34万円でございます。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番(大谷元江君) 1点質問させていただきます。この仮設道路撤去工事、新たに発注されているんですが、この仮設道路というのはもともと撤去が条件ではないのかと思うのですが、それは最初の工事の中に含まれていなかったということでしょうか。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 質問にお答えいたします。最初の工事には含まれておりません。

○議長(相川繁治君) 3番、大谷元江君。

○3番(大谷元江君) 撤去はもともと行わ

れるものとして考えなかったということですか。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 質問にお答えいたします。こちらにつきましては草地の中に昨年の災害時に緊急的に迂回路を設置したものです。撤去の必要性はあるんですけども、その時点では撤去の費用までは見ておりませんでしたので、今回団体線、東1号線の工事が完了後に速やかに撤去が必要になるということで今回、臨時議会で計上させていただいているところでございます。

団体線の復旧のほうも予定の工期よりも若干早く進んでおりまして、9月議会での補正も検討したところなんですけれども、それではちょっと遅いということで今回計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 災害復旧工事に係る部分で現地を見に行った時のコンクリートの除去の関係なんですけれども、この作興物の所有者、そのへんの関係が現地では分からなかったわけなんですけれども、その後そのへんの調査が進められたのかどうか。本来であれば、所有者が使わなくなった時点で撤去するなり片付けるって言うのが基本だというふうに思うんですけれども、そのへんの関係の調査がされたのかどうか。最終的に所有者がいなければ工事に支障をきたすので村のほうでやらざるを得ないと思うんですけれども、そこについてはいいんですけれども、そのへんの経過が現地でいろいろ話したけれどもよく分からないと、こういう経過だったので、そ

のへんについてここに来るまでの間に所有者、使用目的等含めて調査されたのかどうか伺います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えいたします。こちらにつきましては現地の方、■■■さんですとか■■■さんのほうにも聞き取りを行いました。我々も調べたところ、昭和44年度に上トマム地区開拓パイロット事業で実施されました水道施設だったかというふうに思っております。数十年前よりこの施設は使っていないということで地元の方からも話を聞いているところでございまして、今現在上トマム農地開発水道利用組合ということで■■■さんと■■■さんが使われている施設が一部あるんですけれども、議員の皆様方にも見ていただいたそのコンクリート構造物に関しては現在使われていないので取り壊し、工事に支障があるのであれば取り壊しても問題ないだろうということでそういう話も聞いて今回予算に計上させていただいていると事でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第4回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 7月26日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 山 本 敬 介